

告 示

埼玉県告示第六百九十号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十四年五月二十五日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

東川口第二FTビル

埼玉県川口市東川口三丁目一番六号外

ロ 変更の概要

大規模小売店舗を設置する者の名称及び代表者の氏名

（変更前）株式会社りそな銀行 代表取締役 中村重治

（変更後）株式会社りそな銀行 代表取締役 東和浩

八 変更年月日

平成二十四年四月一日

二 届出年月日

平成二十四年五月十一日

二 縦覧期間

平成二十四年五月二十五日から平成二十四年九月二十五日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県南部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成二十四年五月二十五日から平成二十四年九月二十五日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課